

行政文書開示決定通知書

特定非営利法人 情報公開市民センター
理事長 新 海 聡 様

関 東 管 区 警 察 局 長

平成24年3月30日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
行政文書ファイル管理簿の更新等及び国立公文書館に移管する文書の調査について
(依頼)
- 2 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、さいたま地方裁判所又は東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等		＊同封の説明事項をお読みください。		
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（＊）
A 4 判文書 16枚 A 3 判文書 1 枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0 円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき10円	170円	0 円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R 1 枚につき100円に、当該文書 1 枚ごとに10円を加えた額（CD-R 1 枚）	270円	0 円

＊ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：5月8日から6月7日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:30

場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館関東管区警察局
情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約74gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)②の場合）

重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館

・担当係 関東管区警察局総務部警務課広報係 ・電話番号 048(600)6000 内線2625

・担当者名 青柳

・FAX 048(601)5010

・E-mail kouhou@kanto.go.jp

【説明事項】

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出するとともに所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(3)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4「連絡先」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（電子申請の場合は200円）までは無料、300円（電子申請の場合は200円）を超える場合は当該額から300円（電子申請の場合は200円）を差し引いた額となります。

(例)

- ・ 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
- ・ 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円
- ・ 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合
(残りの40頁は開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円

→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、別記様式第9号の「2 不開示とした部分とその理由」の「＊」をお読み下さい。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

別紙

不開示とした部分とその理由

不開示とした部分	適用条項	不開示理由
慣行として公にされていない 警察職員の氏名	法第5条第1号 法第5条第4号	特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
職員個人に割り当てられたメールアドレス	法第5条第1号	特定の個人を識別することができる情報であるため
警察電話の内線番号	法第5条第6号	公にすることにより、行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため

行政文書開示決定通知書

特定非営利法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

関 東 管 区 警 察 局 長

平成24年3月30日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
別紙1のとおり
- 不開示とした部分とその理由
別紙2のとおり

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、さいたま地方裁判所又は東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

＊同封の説明事項をお読みください。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の 算定基準	行政文書全体につい て開示の実施を受け た場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施手 数料（＊）
A 4 判文書 16枚 A 3 判文書 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙に複写 したものの交付	用紙1枚につき10円	170円	0円
	③スキャナにより読み取 ってできた電子データを CD-Rに複写したものの交 付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当 該文書1枚ごとに10円を加え た額（CD-R1枚）	270円	0円

＊ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：5月8日から6月7日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:30

場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館関東管区警察局
情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約74gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)②の場合）

重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

・担当係 関東管区警察局総務部警務課広報係 ・電話番号 048(600)6000 内線2625

・担当者名 青柳

・FAX 048(601)5010

・E-mail kouhou@kanto.go.jp

【説明事項】

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出するとともに所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(3)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4「連絡先」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（電子申請の場合は200円）までは無料、300円（電子申請の場合は200円）を超える場合は当該額から300円（電子申請の場合は200円）を差し引いた額となります。

（例）

- ・ 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
- ・ 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円
- ・ 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：
閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、別記様式第9号の「2 不開示とした部分とその理由」の「＊」をお読み下さい。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

別紙 1

開示する行政文書の名称

- (1) 廃棄を予定している行政文書の移管の適否に関する再検討について（依頼）
- (2) 行政文書ファイル管理簿の更新等及び国立公文書館に移管する文書の調査について（依頼）

別紙 2

不開示とした部分とその理由

不開示とした部分	適用条項	不開示理由
慣行として公にされていない 警察職員の氏名	法第 5 条第 1 号 法第 5 条第 4 号	特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
職員個人に割り当てられたメールアドレス	法第 5 条第 1 号	特定の個人を識別することができる情報であるため
警察電話の内線番号	法第 5 条第 6 号	公にすることにより、行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため
慣行として公にされていない 警察職員の決裁欄の印影	法第 5 条第 1 号 法第 5 条第 4 号	特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

行政文書開示決定通知書

特定非営利法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

関東管区警察局長

平成24年3月30日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
別紙1のとおり
- 2 不開示とした部分とその理由
別紙2のとおり

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、さいたま地方裁判所又は東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等		* 同封の説明事項をお読みください。		
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4 判文書 34枚 A 3 判文書 1 枚	①閲覧	100枚までごとに100円	100円	0円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	350円	50円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	450円	150円

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：5月8日から6月7日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:30

場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館関東管区警察局
情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約147gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には150gまで200円（3(1)②の場合）

重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館

・担当係 関東管区警察局総務部警務課広報係 ・電話番号 048(600)6000 内線2625

・担当者名 青柳 ・FAX 048(601)5010

・E-mail kouhou@kanto.go.jp

【説明事項】

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出するとともに所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(3)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4「連絡先」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（電子申請の場合は200円）までは無料、300円（電子申請の場合は200円）を超える場合は当該額から300円（電子申請の場合は200円）を差し引いた額となります。

（例）

- ・ 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
- ・ 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円
- ・ 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：
閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円

→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、別記様式第9号の「2 不開示とした部分とその理由」の「*」をお読み下さい。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

別紙 1

開示する行政文書の名称

- (1) 廃棄を予定している行政文書の移管の適否に関する再検討について（依頼）
- (2) 国立公文書館に移管する文書の調査について（依頼）
- (3) 廃棄を予定している行政文書の移管の適否に関する再検討について

別紙 2

不開示とした部分とその理由

不開示とした部分	適用条項	不開示理由
慣行として公にされていない 警察職員の氏名	法第 5 条第 1 号 法第 5 条第 4 号	特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
職員個人に割り当てられたメールアドレス	法第 5 条第 1 号	特定の個人を識別することができる情報であるため
警察電話の内線番号	法第 5 条第 6 号	公にすることにより、行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため

行政文書開示決定通知書

特定非営利法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

関 東 管 区 警 察 局 長

平成24年3月30日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
別紙1のとおり
- 不開示とした部分とその理由
別紙2のとおり

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、さいたま地方裁判所又は東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

＊同封の説明事項をお読みください。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の 算定基準	行政文書全体につい て開示の実施を受け た場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施手 数料（＊）
A 4 判文書 53枚	①閲覧	100枚までごとに100円	100円	0円
	②複写機により用紙に複写 したものの交付	用紙1枚につき10円	530円	230円
	③スキャナにより読み取 ってできた電子データを CD-Rに複写したものの交 付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当 該文書1枚ごとに10円を加え た額（CD-R1枚）	630円	330円

＊ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：5月8日から6月7日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:30

場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館関東管区警察局
情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約215gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には250gまで240円（3(1)②の場合）

重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

・担当係 関東管区警察局総務部警務課広報係 ・電話番号 048(600)6000 内線2625

・担当者名 青柳

・FAX 048(601)5010

・E-mail kouhou@kanto.go.jp

【説明事項】

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出するとともに所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(3)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4「連絡先」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（電子申請の場合は200円）までは無料、300円（電子申請の場合は200円）を超える場合は当該額から300円（電子申請の場合は200円）を差し引いた額となります。

（例）

- ・ 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
- ・ 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円
- ・ 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合
（残りの40頁は開示を受けない）：
閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円

→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、別記様式第9号の「2 不開示とした部分とその理由」の「*」をお読み下さい。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

別紙 1

開示する行政文書の名称

- (1) 行政文書の管理の徹底について（通達）
- (2) 平成 23 年度における行政文書の管理状況に関する点検の実施について（通達）
- (3) 公文書管理自己点検用チェックシートの送付について
- (4) 行政文書の管理状況の調査について（依頼）
- (5) 集中管理に付することを希望する行政文書ファイル等の報告について
- (6) 電子政府の利用促進について

別紙 2

不開示とした部分とその理由

不開示とした部分	適用条項	不開示理由
慣行として公にされていない 警察職員の氏名	法第 5 条第 1 号 法第 5 条第 4 号	特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
職員個人に割り当てられたメ ールアドレス	法第 5 条第 1 号	特定の個人を識別することができる情報であるため
警察電話の内線番号	法第 5 条第 6 号	公にすることにより、行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため